

令和5年3月14日

八尾市議会議長

奥田 信宏 様

総務常任委員長

土井田 隆行

総務常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和4年6月24日の委員会において、6項目の所管事務調査事項を議決した。その後、「事務事業の見直しについて」「過去3年間の調査結果の検証について」の2つの調査テーマを決定し、これまで調査を行ってきた。

このたび、各テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。

なお、「事務事業の見直し」については、前年度からの継続調査となっている。

調査の概要については、以下のとおりである。

1 調査日

(1)総務常任委員会

令和4年11月14日 執行部から現状等の説明、質疑

令和4年12月8日 執行部から現状等の説明、質疑

令和5年3月14日 報告書等の確認

(2)総務常任委員協議会

令和4年6月24日 協議

令和4年12月8日 協議

令和5年3月3日から3月8日まで 書面にて協議

(3)視察調査

令和4年10月27日 神奈川県横須賀市

令和4年10月28日 東京都港区

2 調査概要

(1)「事務事業の見直しについて」

市の行う施策について見直しを行い行政がスリム化できるような提言を目指し、2年間の調査を行った。まず、昨年度は、ICTを活用した業務の効率化の実施効果について執行部から資料の提出を受け、調査研究を行った。今年度は、行政評価の仕組みやそれにより見直しを行った事業について執行部から資料の提出を受け、状況の確認を行うとともに調査研究を行い、委員間で協議を重ねた。

(2)「過去3年間の調査結果の検証について」

本年度は改選期に当たるため、過去3年間の本委員会の所管事務調査における提言に対する成果の確認を行った。執行部から、当委員会所管における資料の提供及び説明を受け、状況等を確認するとともに、委員間で協議を重ねた。

なお、各年度の調査テーマは以下のとおり。

- 令和元年度 「芸術文化振興について」
「共生社会への取り組みについて（外国人市民・LGBT）」
「自主防災組織の現状について」
- 令和2年度 「災害等発生時の避難所の現状とあり方について」
「市の情報発信のあり方について」
- 令和3年度 「総合教育会議について」
「男女共同参画について」

3 成果の確認

(1) 令和元年度所管事務調査の提言に対する成果の確認

「芸術文化振興について」

①芸術文化振興プラン推進市民会議での意見を生かした施策の展開や次期プランの策定に努めることについては、八尾市芸術文化振興審議会を開催し、令和4年3月に八尾市芸術文化基本条例を制定し、令和4年6月に八尾市芸術文化推進基本計画を策定している。

②幅広い世代が芸術・文化に親しむことができる取組を進めることについては、市民が芸術・文化に親しむことができる取組指針となる八尾市芸術文化推進基本計画を策定した。今後、それらの計画に基づき、芸術文化活動の有機的なネットワーク（八尾版文化的コモンズ）を形成することで、だれもが芸術文化につながるまちづくりの実現を目指している。

③全ての市民が安価で芸術・文化を親しむことができる取組を検討することについては、文化会館の指定管理に係る管理運営業務として、芸術文化振興に関する業務を実施する仕様に定めており、本市からの指定管理料や文化庁などの様々な助成金を活用し、無料の公演を数多く実施するとともに、有料公演もできるだけ安価に実施している。また、八尾市芸術文化推進基本計画に基づき、芸術文化活動の有機的なネットワーク（八尾版文化的コモンズ）を形成することで、だれもが芸術文化につながるまちづくりが実現され、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができるまちづくりを目指している。

④さらなる芸術・文化を振興するため条例制定等を踏まえた次期プランの策定に努めることについては、八尾市芸術文化振興審議会を開催し、令和4年3月に八尾市芸術文化基本条例を制定し、令和4年6月に八尾市芸術文化推進基本計画を策定している。

「共生社会への取り組みについて（外国人市民・LGBT）」

①外国人市民会議の意見を盛り込んだ次期プランの策定については、令和2年度には、外国人市民情報提供等ニーズ調査に加え、3回の外国人市民会議を開催し、外国人市民の意見を反映させた第2次八尾市多文化共生推進計画を策定した。現在は、第2次計画に基づき、相談・情報提供等のコミュニケーション支援、外国人市民が生活しやすい環境づくり等を進めている。

②一人一人の市民に多文化共生の必要性を認識してもらう取組の推進については、令和2年度に策定した第2次多文化共生推進計画では、外国人市民も活躍できる多様性を認め合う地域づくりを目標のひとつに掲げている。地域での多文化共生を進められるよう、公益財団法人八尾市国際交流センター等と連携し、外国人市民への理解を深めるための啓発を行っている。また、コロナ収束後は、日本人市民と外国人市民の交流の機会を広げられるよう取り組んでいく考えである。

③外国人市民への相談体制の充実・強化についての取組み実績については、令和元年12月以降、国の外国人受入環境整備交付金を活用し、3箇所の外国人相談窓口の運営を継続している。令和2年度には2,314件、令和3年度には2,576件の相談があり、保健所と連携したコロナ感染者への連絡、コロナワクチン接種の予約、特別定額給付金の申請に対応する等、コロナ禍での外国人市民のニーズにも応えている。今後も、外国人市民のニーズを意識し、利用しやすい相談窓口を運営していく考えである。

④LGBT等に対する、積極的な啓発の推進については、市主催の人権啓発セミナーにおいて、LGBTQをテーマに市民向けにセミナーを実施するなど、啓発に努めるとともに、チラシの配架や啓発用DVDの貸し出し等、様々な機会を通じて啓発活動に取り組んでいる。今後も、より一層、LGBTQなどの性的マイノリティに関する正しい理解の増進を図っていく考えである。

⑤教育委員会と連携し、LGBT等に対する正しい知識と理解を子供たちに伝えていくことについては、市内小・中学校において、当事者の方を講師に招いて、LGBTQをテーマとした、子供向けの講話を実施するなど、子供たちが、性的マイノリティに対する正しい知識を習得できるよう人権教育・啓発を推進している。また、市内小・中学校の全教員を対象に実施している、人権教育研修講座において、当事者の方を講師に招いて、LGBTQをテーマに研修を実施するなど、性的マイノリティの問題を含む、様々な人権尊重の視点を踏まえた人権教育・啓発を推進している。

⑥中小企業をはじめ事業者等へのLGBT等に対する周知や啓発の推進については、八尾市企業人権協議会において、SDGsやハラスメントをテーマとした、会員や市民向けの研修を実施し、LGBTQを含むあらゆる人権に関する啓発を行っている。また、地区福祉委員会を単位とした、地区人権研修において、様々な人権課題をテーマとし、人権研修を実施し、啓発を行っている。今後も、市内事業者について、様々な機会や媒体を通じて、LGBTQに対する啓発を進めていく考えである。

⑦大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度に基づく積極的な施策の展開については、現在、府のパートナーシップ宣誓証明を受けた方を対象に、市営住宅の入居の資格要件を付与し、性的マイノリティ当事者でパートナーシップ関係にある方の入居申し込みを受け付けている。また、本市職員についても、結婚休暇、介護休暇等の各種休暇を付与している。全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向け、今後も、引き続き、支援策について検討していく考えである。

(2)令和2年度所管事務調査の提言に対する成果の確認

「災害等発生時の避難所の現状とあり方について」

①避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策物資等の充実については、令和2年6月に策定された府指針に基づき、避難所運営基本マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）を10月に策定を行い、避難所開設員等へ周知を図っている。また、感染症対策物資については、令和2年6月補正予算及び令和3年6月補正予算により各避難所等に配備しており、計画的に備蓄の更新を進めている。避難所生活において必要となる物資について、引き続き必要な検討を進めていく。また、各家庭への啓発について、やお防災マップや市ホームページ、市政だよりなどを活用し、各家庭の備蓄や避難の考え方など、必要な情報の発信に努めるとともに、地域との地区防災計画策定や防災訓練などあらゆる機会を捉え、防災情報の発信に努めている。

②コロナ禍における避難所の避難スペースの確保については、令和2年6月に策定された府指針に基づき、避難所運営基本マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）を10月に策定し、本マニュアルに基づき避難スペースの確保をはじめとした感染症対策に努めている。また、備蓄物資については、災害発生時に迅速に対応すべく指定避難所48か所に防災備蓄物資を配備しており、併せて柔軟に物資の供給が図れるよう、市庁舎地下をはじめ総合体育館、防災体育館、近畿自動車道下倉庫、旧安中幼稚園、旧北山本幼稚園、旧高安幼稚園の市内7か所に分散備蓄を行っている。引き続き、災害時に国や府等より支援される物資の迅速で正確な受入れと供給ができるよう、いつ起こるか分からない災害に備え、迅速に対処することを念頭に、総合体育館についての機能高めるハード対策を検討するとともに、一方で中長期的な方向性として幹線道路や中部広域防災拠点からのアクセスを踏まえた輸送拠点機能の確保の検討と合わせ、防災備蓄倉庫についてのあり方検討を進めていく考えである。

③市の財政状況を鑑み、特に国土強靱化関係予算に注視し、市民の安全・安心を守る施策についての更なる国費の確保については、八尾市国土強靱化地域計画については令和2年12月に策定しており、八尾市第6次総合計画と整合を図り、地域強靱化をしっかりと進めていくために、国による国土強靱化に係る補助金・交付金等の動向にも注視しつつ、国費の確保に努めている。

「市の情報発信のあり方について」

市民に優しい情報発信については、全ての市民に等しく行政情報が届くよう、令和3年8月号より、市政だよりを市内全世帯および全事業所へ全戸配布している。また、これまで行ってきた市ホームページや、ツイッター、フェイスブックなどに加え、ラインを導入し、特に関心の高い新型コロナウイルス感染症などに関する情報を中心に発信している。さらに、動画による情報発信にも取り組みながら、市民に伝わる市政情報の発信に努めている。

(3)令和3年度所管事務調査の提言に対する成果の確認

「総合教育会議について」

①教育課題解決に向けた教育委員会との連携体制の整備については、令和4年8月22日に令和4年度第1回総合教育会議を開催し、現在、国において検討が進められている運動部活動の地域移行についてを議題として意見交換を行った。今後も、市長部局と

教育委員会が一層連携・協力して、子供を取り巻く課題を共有しながら、子供たちが安心して生活し健やかに育つことができるまちづくりを進めるため、適宜会議を開催していく考えである。

②本市の教育課題解決に向けた目標設定と進行管理については、令和4年度第1回総合教育会議において、令和3年度の協議事項であった小規模特認校制度等の「就学に関する制度」における進捗状況を共有し、意見交換を行っている。引き続き、市長部局と教育委員会が連携を密にし、各種の取組を進めている。

③総合教育会議の活用については、今後も、市長部局と教育委員会が本市における教育の課題や目指す姿を共有しながら、議長である市長と会議の構成員である教育委員会双方の意向やその時々の方々の社会的な課題等を踏まえ、必要な議題を選出し、活発な意見交換を進めていく考えである。

「男女共同参画について」

①ジェンダー平等施策の強化と、その周知徹底については、性別に関わらず全ての人々が活躍する社会の実現に向けて、八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点に施策を推進している。とりわけ公民連携によるセミナーの開催等、取組の充実・強化を図るとともに、顧客へのチラシの配布に協力いただくことで、効果的な事業周知に努めている。

②現状に合わせた指標・目標となるよう、本市の施策指標の見直しの実施については、令和7年度までを計画期間とする八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～において、様々な分野への男女共同参画の意識啓発を重点施策と位置づけて取組を進めるとともに、次期計画策定における施策指標の見直しに向けて、研究を行っていく考えである。

③地域女性活躍推進交付金を活用及び地域の実情に応じた取組の実施・推進については、地域女性活躍推進交付金を活用し、男女共同参画センター「すみれ」を拠点に、女性が相談や交流を通じて孤独や不安を解消し、前向きに社会とつながることを後押しする寄り添い型の支援を行っている。さらに、コロナ禍で人とのつながりを持ちにくかった若い世代が、社会で自分らしく活躍できるきっかけとなる事業を実施していく考えである。

④男性の課題にも目を向け、真のジェンダー平等実現のための施策の構築については、令和4年度より、とりわけ若い世代への働きかけに注力し、ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発等を行っている。中でも男性の課題にも着目した取組については、八尾市男女共同参画審議会における議論や若い世代の意見も踏まえ、多角的に進めていく考えである。

4 委員会で一致した意見

(1) 「事務事業の見直しについて」

ア 行財政改革を進めるに当たって様々な事務事業の見直しが全庁的な方針に基づき実施されているが、それぞれの事業についての見直しや廃止の基準が明確にされておらず、見える化する必要があると考える。

事務事業の見直しにおける評価基準を明確にし、議会や市民の意見がどのように施策に反映されているか、市民がその効果を確認できるよう公表方法等の仕組みを検討されたい。

イ 実施計画に基づき行った各施策については、実績報告書として公表され、それぞれの部局において、PDCAサイクルを展開し統計に基づいて進められているが、行政の評価が現状を肯定する傾向に陥らないこと、また市民感覚と乖離していないことが必要である。

市民意識調査や市民アンケート等により市民満足度を反映した評価ができるとともに、第三者の視点で確認できる仕組みの構築を検討されたい。

ウ デジタル技術は急速に進歩し、国においても住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでいる。それらを踏まえ本市においても、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

社会の変化と市民ニーズを的確に捉えAI・RPA等を活用した業務改善について、全庁一丸となり計画的かつスピード感を持って進め、住民の福祉の増進につながる市民サービスの向上に努められたい。

(2) 「過去3年間の調査結果の検証について」

過去3年間の各調査テーマの提言項目について、いずれのテーマも取組が進められている状況を確認した。引き続き、提言項目について、住民の福祉の増進につながるよう、取組を進められたい。